

塩尻市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例 (総務産業常任委員会)

一致
全会可決

消防団員の処遇の改善を図るため、必要な改正をするもの。

◆概要

消防団員の処遇の改善を図るため、班長、団員の年額報酬の引き上げと出勤報酬を費用弁償から出勤報酬に見直し、災害、警戒などの区分ごとに報酬額に差を付けるもの。

◆委員会Q&A

Q 部長から団長までは年額報酬を変更しない理由は。

A 業務の負荷や職責等を勘案して、階級ごと均衡の取れた金額であると判断したため。

Q 災害出勤報酬の基準は。

A 災害等で4時間を超えて出勤した場合は日額8000円を支給し、4時間未満の場合は日額の2分の1の4000円を支給する。警戒、訓練等についても4時間以上の出勤であれば日額を、4時間未満であれば日額の2分の1の額を支給する。

Q 機能別消防団員は新たに他の分

団で必要となっている状況があるか。

A 現状は、榎川分団では平日の昼間に消防団員がほとんどいない状況である。榎川以外の分団においても、消防団員のサラリーマン化が進んでおり、今後増えていくことは十分考えられる。

Q 3人以上でないとは出勤できないため、柔軟な運用をお願いしたい。市から消防団に機能別消防団員の運用について周知をして、希望があれば機能別消防団員に任命をして災害に対応していく考えは。

A 広く消防団に周知を行い、今後取り組んでいきたい。
※機能別消防団員とは
団員の減少、サラリーマン化等により、特に平日昼間に不足する消防力を補完する団員。

塩尻市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例 (社会文教常任委員会)

一致
全会可決

太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関し必要な事項を定めるもの。

◆概要

太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関し必要な事項を定めることにより、災害の防止、良好な景観の維持、豊かな自然環境及び市民の生活環境の保全その他の地域環境との調和を図り、そのことによつて豊かな田園都市を実現するため、新たに条例を制定するもの。事業者及び市の責務、抑制区域、事前協議、隣接住民等への説明、協定、届出等の手続、事業者に対する助言又は指導、勧告、公表等の措置などを定めるもの。

◆委員会Q&A

Q パブリックコメントの件数と主な意見は。

A 令和4年1月13日から2月3日までパブリックコメントを実施し、用語の定義、抑制区域、切土盛土、禁止区域などの意見が39件あり、一番多い意見は事前協議に関するもので、これらの意見を条例に反映させている。

Q 第4条の事業者の責務で事業者

は地域環境との調和を図るために必要な措置を講じなければならぬとあるが、雨水と反射光が主な措置かと思う。構造物でないことから法的な規制は難しいので、フェンスや雑草対策などについて規則で明記した方が良いとも思うが、どうか。

A 事前協議でこのあたりを確認していきたくと考えている。ただし、林地開発許可とならない1ha未満の太陽光発電設備は、雨水対策など明確に決められていないことから、環境省のガイドラインに沿った計画を求めていくことになり、基準が明確でないことから、技術的なことは規則に書けないと考えている。

Q 第7条の抑制区域第6号で指定する農地はどのような農地か。

例えば市街化調整区域内の農地はそれにあてはまるのか。

A 農用地区域内農地と第一種農地となる。市街化調整区域内をひとまとめに指定するのではなく、農地転用がとれば太陽光発電設備を設置することは可能となる。